

第4WG（共通基盤）
第2回（7/15）

資料3-2



総務省

統計の比較可能性等の確保の取組

令和4年7月
政策統括官（統計制度担当）
統計審査官室（分類担当）

統計の比較可能性を確保するために設定されている技術的な基準の主なものは以下のとおりであり、統計法に基づく統計基準と公的統計基本計画に基づくものに大別される。

統計法に基づく統計基準

【日本標準産業分類】

【日本標準職業分類】

【疾病、傷害及び死因の統計分類】

※ これら以外に、経済指標に関する統計基準である「指数の基準に関する統計基準」と「季節調整法の適用に当たっての統計基準」の2つがある。

第Ⅲ期公的統計基本計画に基づく取組

【生産物分類】

- 「サービス分野」
- 「財分野」

【標準的な表章区分】

- 地域別表章に関するガイドライン
- 年齢別表章に関する標準的な考え方
- 事業所規模別表章に関する標準的な考え方

統計法令における「統計基準」の規定

【統計法】

第2条

9 統計基準とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。

第28条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第1項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

【統計法施行令】

第10条 法第28条第1項の統計基準は、公的統計の統一性又は総合性の確保を必要とする事項ごとに定めなければならない。

第Ⅲ期公的統計基本計画における位置づけ

【生産物分類の整備】

生産物分類の構築について、財及びサービスの特性を踏まえて検討を推進し、平成30年度（2018年度）までにサービス分野について、令和5年度（2023年度）までに財分野を含めた全体について生産物分類を整備する。（別表）

【表章区分の標準化】

年齢、事業所規模、地域区分等の表章区分の標準化の在り方を検討し、順次結論を得てその適用を推進することにより、統計間の比較可能性の向上を図る。

【産業等に関する統計基準】

名称	概要	初回の設定年月	改定回数	最終の改定年月	統計基準の設定年月
日本標準産業分類	財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を産業別に分類したもの ⇒ 経済センサス、経済構造実態調査、国勢調査等で利用	1949 (S24)年 10月	13回	2013 (H25)年 10月	2009 (H21)年 3月
日本標準職業分類	個人が従事している仕事の類似性により分類したもの。また、職業とは報酬を伴うかそれを目的とする仕事を指す。 ⇒ 国勢調査、労働力調査、就業構造基本調査等で利用	1960 (S35)年 3月	5回	2009 (H21)年 12月	2009 (H21)年 12月
疾病、傷害及び死因の統計分類	WHOが勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」(ICD)に準拠し、疾病、傷害及び死因別に分類したもの。 ⇒ 人口動態統計、患者統計等で利用	1951 (S26)年 4月	10回	2021 (R3)年 4月	2009 (H21)年 3月

【経済指標に関する統計基準】

名称	概要	統計基準の設定年月
指数の基準に関する統計基準	「指数」（同種の統計値の時間的変化の状況を、ある時点（基準時）の値と容易に比較可能なように比率の形で表した加工統計）の基準時を、原則として西暦年の末尾に0又は5の付く年ごとに更新すること等を設定	2010(H22)年3月
季節調整法の適用に当たっての統計基準	統計データに含まれる季節変化に伴う様々な要因（気候変化、うるう年等）を除去（季節調整法の適用）する際の手法、公表事項を設定	2011(H23)年3月

目的

- 統計間の比較を容易にするため、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を産業別に分類したもの

分類基準

- 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途，機能等）
- 財の生産又はサービス提供の方法（設備，技術等）
- 原材料の種類及び性質，サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類

分類単位

- 事業所ごと
- 事業所において複数の経済活動が行われている場合には、主要な活動（付加価値、売上高等）により決定

分類構成

- 4層構成
- 分類項目数
 - ・ 大分類 (20)
 - ・ 中分類 (99)
 - ・ 小分類 (530)
 - ・ 細分類 (1,460)

大分類の構成

A	農業, 林業	K	不動産業, 物品賃貸業
B	漁業	L	学術研究, 専門・技術サービス業
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	M	宿泊業, 飲食サービス業
D	建設業	N	生活関連サービス業, 娯楽業
E	製造業	O	教育, 学習支援業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	P	医療, 福祉
G	情報通信業	Q	複合サービス事業
H	運輸業, 郵便業	R	サービス業(他に分類されないもの)
I	卸売業, 小売業	S	公務(他に分類されるものを除く)
J	金融業, 保険業	T	分類不能の産業

【主な課題と対応状況】・・・対応状況は産業分類検討チームにおける議論の概要である。

A 前回改定時（第13回）の課題事項

① 「分類の基準」の妥当性の検討

「分類の基準」として3つの基準（以下の「分類の際の着目点」）を順序付けて記載しているが、国際標準産業分類の記載内容と比較してその妥当性を検討する。

分類の際
の着目点

- (1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途，機能等）
- (2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備，技術等）
- (3) 原材料の種類及び性質，サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類

⇒ これまでの経緯や国際標準産業分類の記載内容を参考にしながら、供給側の視点が明確になるよう修正し、概ね了承された。

② 第12回改定時（2007(H19)年）に追加された「無店舗小売業（ネット販売）」及び「管理・補助的経済活動を行う事業所」について、2016(H28)年経済センサス-活動調査の結果における問題点の把握と検証

⇒ H28経済センサス-活動調査の結果等による検証の結果、問題はないとされ、当該分類項目を継続することとなった。

③ 「調剤薬局」の分類項目名の検討

法令に基づく名称ではない「調剤薬局」という分類項目名について、統計調査の実施上の観点も踏まえ検討を行う必要がある。

⇒ 根拠法である薬機法の一部改正を踏まえ、「調剤薬局」から「薬局」に名称を修正することとなった。

④ 「レッカー車業」の新規立項の検討

⇒ 昨今の災害への対応、国際標準産業分類の記載内容、24時間体制による社会への貢献等を踏まえ、「レッカー・ロードサービス業」として細分類項目の新設が提案された。また、ロードサービス業の具体的な内容に関する質問があり、国交省が国際標準産業分類等を確認中。

【主な課題と対応状況】

B 第Ⅲ期公的統計基本計画における課題

① 生産技術の類似性の観点からの見直し

生産技術の類似性による基準に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた日本標準産業分類の見直しを行う。

⇒ 生産技術の類似性の基準に配慮した見直しの視点は関係省等とも共有している。その類似性を明確に示すデータの入手等に困難な面があるものの、統計調査の継続性等の観点も含めて引き続き検討する。

② 産業分類の改定を踏まえた生産物分類の必要な見直し

⇒ 2023(R5)年度までを目途に財分野とサービス分野からなる生産物分類全体を整備する。

③ 専従の役員・労働者等が存在しない法人等の扱いの検討

⇒ 事業所の定義の記載部分において、その法人等も取り扱うことができるように修正した。

C 制度改正や特定業種の振興に伴う新たな分類項目の立項や例示の見直し

⇒ 義務教育学校や介護医療院等の前回改定以降に制度化された項目の新設のほか、オーセンティック・バー等の例示の追加が了承された。

【取組の状況】

有識者からなる産業分類検討チームにおいて、関係省等からの改定内容を議論しながら、順次検討を進めているところ。

【想定スケジュール】

2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度
産業分類検討チームにおける議論		
第1回(6/28)～第7回(3/24)	第8回(5/13)～第15回(3月) 改定案のとりまとめ(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・統計委員会への諮問・答申 ・総務大臣決定、公示

目的

統計間の比較を容易にするため、個人が従事している仕事の類似性により分類したもの。また、職業とは、報酬を伴うかそれを目的とする仕事を指す。

分類基準

- 仕事の遂行に必要とされる知識又は技能
- 事業所又はその他の組織の中で果たす役割
- 生産される財又はサービスの種類
- 使用する道具、機械器具又は設備の種類
- 仕事に従事する場所及び環境
- 仕事に必要とされる資格又は免許の種類

適用単位

- 個人ごと。
- 個人が複数の仕事を行っている場合には、主要な仕事（報酬の多寡、就業時間の長さ等）によって決定される。

分類構成

- 3層構成
- 分類項目数
 - ・ 大分類 (12)
 - ・ 中分類 (74)
 - ・ 小分類 (329)

大分類の構成

- | | | | |
|---|--------------|---|--------------|
| A | 管理的職業従事者 | G | 農林漁業従事者 |
| B | 専門的・技術的職業従事者 | H | 生産工程従事者 |
| C | 事務従事者 | I | 輸送・機械運転従事者 |
| D | 販売従事者 | J | 建設・採掘従事者 |
| E | サービス職業従事者 | K | 運搬・清掃・包装等従事者 |
| F | 保安職業従事者 | L | 分類不能の職業 |

【主な課題】

A 前回改定時（第5回）の課題事項

- 国際分類等では管理者等を分離した分類項目となっているが、日本標準職業分類において、自衛官、警察官等は管理職を分離した分類項目とはなっていないため、検討が必要。
- 日本標準職業分類は、国際比較性の向上や産業分類から独立したものとすることなどを目指しているが、今後の実査の状況等を見つつ、さらに検討が必要。

B 前回改定時以降の社会経済情勢の変化の把握とそれを踏まえた改定の方向性の整理

- 社会経済情勢の変化が大きいと想定されるIT、社会福祉、サービス等の分野の状況把握
- 前回改定時には個人の職業形態、仕事の期間・継続性からの独立が志向されたが、昨今の多様な働き方や副業・兼業の推進等を考慮して次回改定時に検討する必要性の整理
- 国際標準職業分類との比較可能性の検討

【取組の方向性】

- 課題や論点を整理するため、総務省において有識者や業界団体から意見等を伺っているところ
- 日本標準産業分類の改定後、有識者からなる検討会を立ち上げて本格的な改定に着手予定

【想定スケジュール】・・・現時点で未定であるが、概ねの予定は以下の通り



概要

- 世界保健機関(WHO)の勧告「疾病及び関連保健問題の国際統計分類 (ICD)」に準拠し、我が国の疾病構造等にも考慮して作成
- 1951(S26)年の設定以降、現行版は2021(R3)年に10回目に改定されたもの。なお、2009(H21)年には、新統計法に基づく統計基準として公示
- 人口動態統計、患者統計の基幹統計のほか、受療行動統計や国民医療費等において利用

構成

①基本分類表：
全22章、15,071項目

日本で細分類項目を追加
⇒ 各種統計で使用

②死因分類表：133項目

一定数を超える死因又は社会的に重要である死因を項目として採用
⇒ 人口動態統計(死因簡単分類)、国家公務員死因調査、矯正統計等で使用

③疾病分類表

我が国の疾病罹患の状況を概括できるようにするため、推定患者数を基準にして大中小分類を作成

- 大分類 85項目：患者統計(大・中・小分類)
- 中分類 148項目：社会医療診療行為別統計
- 小分類 374項目：矯正統計

⇒ 患者統計等で使用

現状と今後の見込み

- 本年1月のICD-11の発効を受け、本年6月から社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会にて、国内の公的統計への適用に向けた検討が開始
- 今後、WHOから死亡製表用リストと疾病製表用リストが公表予定であり、日本で使用している死因分類表や疾病分類表等との比較検証が行われる見込み
- 厚労省における社会保障審議会への諮問・答申後の案を基に、総務省における統計委員会への諮問・答申を経て、総務大臣決定と公示が行われる

経緯

GDP統計の精度向上を図るため、産業連関表を供給・使用表体系へと移行するとされた。そのための基盤整備の一環（統計改革推進会議の最終とりまとめ）

生産物分類

主として国民経済計算の作成並びに産業連関表及びこれらの作成に使用する各種統計を生産物別に表示するための分類

- サービス分野：2019 (H31)年4月設定
- 財分野：2021(R3)年5月設定

生産物の範囲

生産物は、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスである。

なお、有形財（輸送可能財・輸送不可能財（建物等））、無形財（ソフトウェア、研究開発、特許権、商標権、著作権等の知的財産）及びサービスが含まれるが、土地及び金融資産・負債は含まれない。

分類の基準

主に生産物の用途（家計や企業等の生産物の需要先、生産物の代替性）又は生産物の質の違いに着目して分類

分類構成

日本標準産業分類(大分類)別の生産物分類
(サービス分野及び財分野)の該当項目数

日本標準産業分類（平成25年10月改定） （大分類）	生産物分類 （2021年現在）	
	統合分類	詳細分類
A 農業，林業	43	317
B 漁業	15	88
C 鉱業，採石業，砂利採取業	10	73
D 建設業	11	96
E 製造業	551	2,221
F 電気・ガス・熱供給・水道業	13	17
G 情報通信業	71	98
H 運輸業，郵便業	51	93
I 卸売業，小売業	348	1,274
J 金融業，保険業	38	79
K 不動産業，物品賃貸業	33	80
L 学術研究，専門・技術サービス業	53	140
M 宿泊業，飲食サービス業	4	12
N 生活関連サービス業，娯楽業	45	94
O 教育，学習支援業	21	43
P 医療，福祉	25	46
R サービス業（他に分類されないもの）	32	69
S 公務（他に分類されるものを除く）	1	1
主たる産業が特定されない生産物	8	11
計	1,373	4,852

【主な課題】

- A 現時点では、最も詳細な分類である「詳細分類」とその直近上位の「統合分類」である下層側の2階層の分類が設定された状況であり、北米生産物分類等を参考にしつつ、中上位階層のあり方の整理を行った上で、全体の階層を整備することが必要。
- B 設定時以降における必要な修正を行うため、主に以下の観点からの検討が必要と思慮。
 - 現在改定作業が進められている日本標準産業分類の改定内容
 - 経済センサス等における適用状況
 - 北米生産物分類や国連による中央生産物分類の状況
 - その後の社会経済情勢の変化

【取組の状況】

産業分類検討チームの検討状況も把握しつつ、事務的な検討を進めているところ。

【想定スケジュール】

- 第Ⅲ期公的統計基本計画において、2023(R5)年度までに、財分野を含めた生産物分類全体を整備することとされていることを踏まえ、日本標準産業分類の改定内容も踏まえて必要な見直しを行う。
- このため、事務的な検討を進め、2023(R5)年度に生産物分類策定研究会を複数回開催して、サービス分野と財分野からなる生産物分類の全体版を整備予定。

【地域別表章】

- 「地域別表章に関するガイドライン」の決定、公表（2019(H31)年3月）。
 - 基幹統計のうち地域ブロック別の表章を踏まえて、4類型を提案。
 基本的な考え方として、都道府県単位の結果表章を推進することとしているが、これに依り難く地域ブロック別による表章のみを行う場合には、採用事例が多い類型を使用することなどを提案。
- ⇒ 関係省庁等の協力を得つつ、2022(R4)年度において当該ガイドラインの活用状況を整理する。

【年齢別表章】

- 「年齢別表章に関する標準的な考え方」の決定、公表（2022(R4)年6月）。
 - 基幹統計等における年齢別表章の現状を踏まえ、公的統計の調査結果を年齢別に表章する際の標準化に当たっては、可能な限り5歳の階級幅により表章を行うことなどを提案。
- ⇒ 今後、関係省庁等の協力を得つつ、この考え方の適用状況を把握する。

【事業所規模別表章】

- 「事業所規模別表章に関する標準的な考え方」の決定、公表（2022(R4)年6月）。
 - 基幹統計等における事業所規模別表章の現状を踏まえ、公的統計の調査結果を事業所規模別に表章する際の標準化に当たっては、可能な限り右表のような階級幅と階級区分により表章を行うことなどを提案。
- ⇒ 今後、関係省庁等の協力を得つつ、この考え方の適用状況を把握する。

	階級幅		
	人以上	～	人以下
階級区分	1	～	4
	5	～	9
	10	～	19
	20	～	29
	30	～	49
	50	～	99

	階級幅		
	人以上	～	人以下
階級区分	100	～	199
	200	～	299
	300	～	499
	500	～	999
	1,000	～	1,999
	2,000	～	4,999
	5,000	～	

【補足説明】

- 我が国における公的統計の調査結果を表章する際には、公的統計の各作成機関が調査の目的に応じてそれぞれに必要な表章区分を設定している状況である。

前ページにおいて示した3つの標準的な表章区分も、公的統計のそれぞれの目的を踏まえつつ、可能な限り適用されることを想定しているものである。したがって、これらの3つの標準的な表章区分を示した考え方等においては、公的統計の各作成機関において、提案した標準的な表章区分がその作成目的等に照らして相応しくないとして扱う必要がある場合には、統計間の比較可能性等を考慮した上で、提案した表章区分以外のものを随意に設定して差し支えない旨を併せて示している。

【今後の方向性】

- 関係省庁等の協力を得つつ、これまでに公表してきた3つの標準的な表章区分の活用状況を把握するなどの取組を進める。

【統計基準の着実な改定】

- 第Ⅲ期公的統計基本計画等を踏まえ、日本標準産業分類の改定を2023(R5)年度までに行う。
- 各種調査において昨今の働き方改革等の動向をよりの確に把握できるようにする観点も考慮し、国際標準職業分類等を参考にしつつ改定に必要な課題や論点を明確にした上で、日本標準職業分類を2026(R8)年度までに改定することを目指す。

【生産物分類の整備】

- 財分野とサービス分野からなる生産物分類全体を2023(R5)年度までを目途に整備するとともに、経済センサス等におけるより一層の活用を促進する観点から、将来的な統計基準としての位置付けを視野に入れつつ、今後、日本標準産業分類とおおむね同時期に改定する方向で取り組む。